

奈良県告示第二百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五
十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があつた。

平成二十五年一月八日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
小林 妍	十津川村整骨院 吉野郡十津川村五百瀬九五	平成二十四年十月三十一 日